

上松町の補助制度一覧 (R6.4時点)

上松町で実施している各補助制度の概要です。
各制度の詳細・申請につきましては、各担当までお問合せ下さい。

※掲載されている内容のほか、細かな支給要件や定められた申請期間がある場合があります。要件に該当するか申請前に必ず各担当へご確認ください。

移住やUターンをお考えの方へ

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 【申請方法】 | 担当係 |
|---------------------------------------|--|---|---|
| 上松町 (UIJターン) 就業・創業移住 支援事業補助金 | <p>(A) と (B) を満たしている方</p> <p>(A) 移住に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算5年以上、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・大阪府に在住し、かつ就労及び大学等への通学期間(就労+通学の合算期間)が5年以上であること。 ・当支援金の申請日から5年以上、上松町に居住する意思を有すること。 <p>(B) 就業に関する要件</p> <p>○「一般」コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県の「移住支援金対象求人サイト(マッチングサイト)」に掲載されている企業に新規雇用として就業すること。 ・当該企業に5年以上勤務する意思を有すること。 <p>○「関係人口コース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上松町より関係人口として認定を受けていること(認定要件:「過去に上松町に住んでいた」「上松の学校に通学していた」「上松町にふるさと納税をしたことがある」等) ・本社が本店が長野県内にある企業に新規雇用として就業すること(官公庁やみなし大企業等をのぞく)。 ・当該企業に5年以上勤務する意思を有すること。 <p>※ほか各種条件・コースあり</p> | <p>対象者へ支援金を交付</p> <p>単身世帯: 60 万円</p> <p>2人以上世帯: 100 万円</p> <p>また、18歳未満のお子さんがいる場合、一人につき100万円を加算(上限3人分まで)</p> <p>【「上松町に転入」+「該当する企業に就職してから3か月経過」⇒申請】</p> <p>※支給要件が複雑なため事前相談をおすすめしています。</p> |  |
| 新 上松町おかえり 支援金 | <p>(A) のいずれかを満たし (B) の全てを満たしている方</p> <p>(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> □過去に上松町に住居票があった。 □上松町外にある大学、短大、専門学校(以下、大学等)に通学し、その間、住居票を上松町から異動していなかった。 □過去に上松町における生活実態があり、第3者等の証言等により、それを証明できる。 □上松町民(5年以上居住している方)の3親等内の血族にあたる(例、祖父母や叔父・叔母等が上松町民)。 <p>(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> □令和6年1月1日以降に上松町へ転入、または本町外にある大学等を卒業している。 □上松町へ住居票を移す直前の2年以上連続して本町外に在住、または上松町外の大学等へ2年間通学していた。 □申請日時時点で39歳以下である。 □申請日時時点で上松町民となっている(住居票が上松町にある)。 □申請日から5年以上、上松町へ定住する意思があり、確約できる。 □「上松町(UIJターン)就業・創業移住支援事業補助金」の受給対象者ではない。 | <p>申請者に対して下記の額を支給 【転入日または大学等の卒業日から6か月以内に申請】</p> <p>現金 20万円 商品券 5万円分</p> | <p>企画政策係 0264-52-4901 役場窓口 7番</p> |
| 新 上松町奨学金 返済支援補助金 | <p>□大学院、大学、短大、専門学校の在学中に奨学金の貸付を受けていた。</p> <p>□令和6年4月1日以降から奨学金の返済を開始し、申請者本人が申請日時時点で遅延なく返済を行っている。</p> <p>□1回目の申請日時時点で35歳以下である。</p> <p>□申請日時時点で上松町民となっている</p> <p>□申請日から5年以上、上松町へ定住する意思があり、確約できる。</p> <p>□令和6年3月1日以降に以下のいずれかに該当し、5年以上継続する意思がある。</p> <p>(ア)「通勤圏内※」にある事業所に就職した。 (人事異動や一時的な出向等は除く)</p> <p>(イ) 上松町内で起業した。</p> <p>(ウ) 上松町内で第1次産業(農業・林業・漁業)を始めた。</p> <p>(エ) 上松町内を生活拠点としてテレワークを開始した。</p> <p>(オ) 自らの意思で移住し、上松町を生活拠点として引続き移住前の業務を行っている。</p> <p>□公務員ではない。</p> <p>※「通勤圏内」…木曾地域、松本地域、上伊那地域、南信州地域、中津川市、恵那市</p> | <p>年間最大20万円を補助 (1,000円未満は切捨)</p> <p>ひとりにつき5回(各年度に1回)まで申請ができるため、5年間続けて申請をした場合、最大100万円の補助を受けることができます。</p> <p>【前年度に返済した奨学金に関する資料を整え、4月~6月末の間に申請】</p> | |
| ウェルカム祝い金 | <p>お子さん(中学生以下)連れて上松町へ転入した世帯</p> | <p>対象者へ町内で使える商品券を支給 【転入後に申請】</p> <p>転入児童</p> <p>1名 30,000 円 2名 50,000 円 3名以上 70,000 円</p> | <p>子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番</p> |

住宅の新築や空き家のリフォーム・解体を検討している方へ

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|-------------------------|---|---|-----------------------------------|
| 空き家片付け事業 | 空き家バンク登録物件の所有者または相続人 | 空き家バンク登録物件の 家財道具等の搬出及び処分、清掃 等にかかる経費を補助【事前申請】 上限 10 万円 | |
| 空き家改修事業 | 空き家バンク登録物件の購入または賃貸の契約を締結された方 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 空き家バンクの登録・利用申請は、企画政策係までお問合せ下さい！ </div>  | 空き家バンク登録物件の 改修工事 にかかる経費を補助【事前申請】 <ul style="list-style-type: none"> ・台所、浴室、便所、または洗面設備の改修 ・電気、ガスまたは上下水道設備の改修（下水道への接続工事は対象外） ・天井、壁紙または床面仕上げ等の内装の改修 ・屋根または外壁等の外装の改修 上限 50 万円 補助率1/2 | 企画政策係 0264-52-4901 役場窓口 7番 |
| 空き家解体事業 | 空き家の所有者または相続人 もしくは空き家が建っている敷地の所有者 | 空き家の 解体工事 にかかる経費を補助【事前申請】 ※ 解体跡地の処分計画 （「駐車場にする」等）が 必要 上限 50 万円 補助率1/2 | |
| 既存住宅耐震補強補助金 | 住宅の耐震補強を実施する方 | 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の結果、総合評点数が1.0未満の住宅を、総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点数を上回る工事にかかる経費について補助【事前申請】 上限 100 万円 | 危機管理係 0264-52-4902 役場窓口 10番 |
| 上松町住宅リフォーム補助金 | 上松町内に居住、または住宅リフォーム後に町内に居住し、かつ上松町木造住宅推進協議会会員による施工を行う方 | 工事費の一部を助成【事前申請】 上限 40 万円 補助率1/10 | 商工観光係 0264-52-4804 役場窓口 8番 |
| 上松町木造住宅新築等補助金 | 上松町内に居住、または住宅建築後に町内に居住し、かつ上松町木造住宅推進協議会会員による施工を行う方 | 町内に住宅を新築あるいは全面改築する方に補助金を交付【事前申請】 上限 50 万円 床面積3.3㎡につき1万円 | 商工観光係 0264-52-4804 役場窓口 8番 |
| 上松町木造住宅新築等建築用木曽ヒノキ材提供事業 | 建設資材の一部に木曽ヒノキを利用して新築あるいは改築する方 | 上松町木造住宅新築等補助金の交付要綱による住宅に 木曽ヒノキ材分を補助 【事前申請】 上限 30 万円 | 商工観光係 0264-52-5504 役場窓口 8番 |
| 高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業 | 世帯の所得税が15万円以下の世帯で、要介護認定または身体障害者手帳1～3級の方 | 段差解消や手すりの設置等の改修 を行う方へ補助【事前申請】 ※介護保険、障害者地域生活支援事業での補助を除いた額 上限 70 万円 補助率9/10 | 福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番 |

浄化槽の接続・設置を検討されている方へ

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|-------|----------|---|----------------------------------|
| 浄化槽設置 | 浄化槽整備区域内 | 浄化槽整備区域内の専用住宅に合併浄化槽を設置する経費に対して補助【事前申請】 <ul style="list-style-type: none"> ・5人槽：332,000円 ・6～7人槽：414,000円 ・8人槽以上：548,000円 | 上下水道係 0264-52-4803 役場窓口 9番 |

結婚をされた方へ

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|---------------|--|---|----------------------------------|
| 上松町結婚祝金 | 以下の全ての要件に該当する夫婦 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日以降に入籍している 夫婦双方が上松町の住民であり、祝金の申請をした日から5年以上、上松町に居住する意思を持ち、確約できる 町税等に滞納がない 過去に夫婦のどちらかが、この祝金の支給を受けていない | 申請のあった夫婦に対して下記の額を支給【婚姻日から6カ月以内に申請】 1組につき 現金 20万円 商品券 5万円分  | 企画政策係 0264-52-4901 役場窓口 7番 |
| 上松町結婚新生活支援補助金 | 以下の全ての要件に該当する夫婦 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月1日以降に入籍している 夫婦双方が上松町の住民であり、補助金の申請をした日から5年以上、上松町に居住する意思を持ち、確約できる 夫婦双方が入籍日において39歳以下 夫婦の合計所得（夫婦の奨学金年間返済額合計を控除した額）が500万円未満。 他の公的制度による家賃補助等を受けていない 過去に夫婦のどちらかが、この補助金を受けていない 町税等に滞納がない | ①住居費 （婚姻を機に支払った住宅の 新築費用、購入費用、賃借料 、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等） ②引越費用 （転居先住宅への引越しに伴い支払った 引越業者・運送業者への支払費用 ） ③リフォーム費用 （婚姻を機に住宅を リフォームした工事費用 ） 対象期間内に支払われた①～③の合計額に対し、上限 30万円 を補助（夫婦がともに29歳以下の場合は 60万円 ） 【入籍した年度の3月末までに申請】 ※申請前に事前相談をお願いします。 | |

妊娠、出産をひかえている方・子育てをされている世帯の方へ

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|-----------------------|--|---|-----------------------------------|
| 不妊治療助成事業 | 以下のすべてに該当する夫婦 <ul style="list-style-type: none"> 不妊治療を実施している方（詳しくはご相談ください） 夫婦とも上松町に1年以上住所がある方 | 左記の条件に該当する夫婦に対して助成【事前申請】 年30万円まで（自己負担の1/2以内） | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 |
| 妊婦健診・産後健診・新生児聴力検査助成事業 | 妊婦・産婦・新生児  | 妊娠中の健康診査、産後の健康診査及び新生児聴力検査の助成【事前申請】 妊婦健診 14回 超音波検診 4回 産婦健診 2回 新生児聴力検査 1回 | |
| 妊娠・子育て応援事業 | 妊婦・出生した子ども・子育て家庭 | 伴走型相談支援とともに出産・子育て応援給付金を給付【事前申請】 妊娠届出時の面接後 5万円 新生児訪問等の面接後 5万円 | 子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番 |
| 出産祝い金給付事業 | 6か月以上、上松町に居住している親から誕生した赤ちゃん | 赤ちゃんの誕生を祝うため、祝い金と上松町商品券を給付【赤ちゃんの出生後に申請】 現金 1児 10万円 商品券 第1子： 3万円分 第2子： 5万円分 第3子以上： 7万円分 | |
| ハローウッド事業 | 出生した子ども | 出生した子どもへの祝い品（5000円相当の 木工製品 ）の贈呈【赤ちゃんの出生後に申請】 | |
| チャイルドシート購入助成金 | 子育て世代の内6歳未満のお子さんの為に新しくチャイルドシートを購入した世帯 | 新規のチャイルドシートの購入の費用についての補助 6歳未満のお子さん1人1回【事前申請】 上限 1万円 | 福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番 |
| 拡 福祉医療費給付事業 | <ul style="list-style-type: none"> 0歳から18歳到達の年度末までの乳幼児・児童（所得制限なし） ひとり親世帯の方（所得制限あり） | 該当する方がかかった医療費について助成（保険対象外の費用は除く） 受診者負担分（1レセプトあたり500円）を除く医療費について給付【要申請】 ※令和6年8月から受診者負担分無料になります | |

| | | | |
|-------------------------|---|---|-----------------------------------|
| 在宅育児世帯応援給付金 | 満1歳から満3歳に達する年度までの幼児を家庭で子育てする世帯（保育所を利用していない世帯） | 子育て環境の充実を目的として、保育所を利用していない世帯へ給付金を支給【事前申請】 1か月 1万円 | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 |
| 新 保育料3歳未満児無償化 | 保育園児の保護者  | 3歳未満児にかかる保育料の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担 | 子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番 |
| 保育料3歳児以上無償化（国制度） | | 国の制度に沿って保育料の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担 | |
| 保育園給食費無償化 | | 学校給食に係る調理、加工費及び材料代の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担 | |
| 就学祝い金 | 小学校・中学校に入学するお子さんの保護者 | 小学校・中学校に入学するお子さんの保護者に、町で使える商品券を支給【教育委員会から配布する様式により申請】 小学校入学 1万円分商品券 中学校入学 3万円分商品券 | 総務教育係 0264-52-4900 役場窓口 6番 |
| 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助 | 小学生、中学生の保護者  | 経済的な理由により就学が困難と認められる保護者に対して就学援助費を支給【事前申請】 学用品、通学用品、修学旅行費、PTA会費等 | |
| 遠距離通学児童生徒通学費補助 | | 公共交通機関が利用できず遠距離通学を行っている小学生、中学生の保護者【事前申請】 距離×日数×通学相当燃料代 | |
| 小学校・中学校給食費無償化 | | 学校給食に係る調理、加工費及び材料代の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担 | |
| 夢チャレンジ支援事業（短期留学補助） | | 中学生または高校生の保護者 | |
| 中学校英語等検定料補助 | 中学生 | 中学生の英語、数学、漢字検定の検定料の助成 検定料の全額を公費負担 | |
| 高校生通学費等助成事業 | 高校生の保護者 | 経済的支援として、高校生の通学定期代等の助成を行う 通学定期代等の1/2 上限45,000円 | |
| 私立高等学校等生徒奨学補助 | 私立学校に在籍の生徒の保護者 | 私立学校等に在学する生徒の奨学と保護者の負担の軽減のため補助を行う 生徒1人につき年額2万円 | |
| 奨学金制度 | 高校生、大学生等 | 就学の支援として奨学金の貸付を行う 貸付額 高校生 月額2万円 大学生等 月額3万円 入学一時金 | |

お子さんの予防接種を受けられる方へ

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|---|--|---------------------|----------------------------------|
| 小児予防接種助成事業 【ロタウィルス、B型肝炎、小児肺炎球菌、5種混合、ヒブ、不活化ポリオワクチン、BCG、日本脳炎、麻疹・風疹混合、麻疹、風疹、二種混合（DT）、子宮頸がん】 | 各該当の年齢に達したお子さん（該当時期になりましたら係よりお知らせいたします）  | 予防接種をした方へ全額助成【申請不要】 | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 |
| 小児インフルエンザ | 6か月～18歳（高校3年生に該当する学年） | 1回1,000円助成 【申請必要】 | |

人間ドックや各種健診を受けられる方へ

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 | |
|------------------------|--|--|----------------------------------|----------------------------------|
| 人間ドック 助成事業 | 国民健康保険被保険者のうち35歳以上の方と 後期高齢者医療被保険者の方 | 人間ドックとがん検診の受診にかかる費用を助成 (即ち実施する特定健診と人間ドック等を重複して受けた方は、人間ドック助成金から特定健診分を控除) 人間ドックと脳ドックとがん検診(肺、大腸、胃、膵臓)の基本部分について7割を助成 上限：1日ドック30,000円 2日ドック45,000円 脳ドック25,000円 がん検診20,000円 ※同時に2種類の場合30,000円 併用不可 1日ドック、2日ドック、脳ドック、がん検診のいずれかを 年度内に1回助成【事前申請】 | 厚生係 0264-52-4802 役場窓口 2番 | |
| 国保特定健診 | 国民健康保険被保険者のうち40歳～74歳の方 | 特定健診の受診にかかる費用を全額助成 【健診予約された方に適用】 | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 | |
| ヘルスケア健診 | 20歳～40歳未満の方で、職場や病院等で健康診断を受ける機会のない方 | | | |
| 後期高齢者健診 | 後期高齢者医療被保険者の方 | 健診の受診に係る費用を全額助成 | 福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番 | |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上の男性 | 集団健診を受診した方へ自己負担分(500円)以外を助成 1人当たり1,760円 【健診予約された方に適用】 | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 | |
| C型肝炎ウイルス検査 | 20歳以上で今までに肝炎ウイルス検査を受けていない方 | 集団検診を受診した方へ全額助成 1人当たり1,980円 【健診予約された方に適用】 | | |
| 胃がん検診 | 50～74歳の方 | 集団検診を受診した方へ自己負担(1,000円)以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】 | | |
| | 年内に50、60歳になる方 (節目検診対象者) | 集団検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】 | | |
| 大腸がん検診 | 40歳以上の方 | 集団検診を受診した方へ自己負担(500円)以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】 | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 | |
| | 年度内に41、51、61歳になる方 (節目検診対象者) | 集団検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】 | | |
| 乳がん検診 (超音波エコー検査) | 30～79歳の女性 | 集団検診を受診した方へ自己負担(1,000円)以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】 | | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 |
| 乳がん検診 (マンモグラフィ検査) | 40～79歳の女性 | 集団検診を受診した方へ自己負担(2,000円)以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】 | | |
| | 年内に41、51、61歳になる女性 (節目検診対象者) | 集団検診または個別検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】 | | |
| 子宮頸がん検査 | 20～79歳の女性 | 集団検診を受診した方へ自己負担(1,000円)以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】 | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 | |
| | 年度内に21、31、41歳になる女性 (節目検診対象者) | 集団検診または個別検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】 | | |
| 胸部ラセンCT検診 | 40歳以上の方 | 集団検診を受診した方へ自己負担(2,000円)以外を助成 【検診予約された方に適用】 | | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 |
| | 年度内に40、50、60歳になる方 (節目検診対象者) | 集団検診を受診した方へ全額助成 【検診予約された方に適用】 | | |
| 結核検診 | 65歳以上の方 | 集団検診を受診した方へ全額助成 【検診アンケート記入者に適用】 | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 | |
| 新 アピアランスケア助成 | がん患者の内、医療用補正具等を購入した方 | 補正器具等にかかる費用に対して助成 一回2万円まで (自己負担の1/2以内) 【購入後申請】 | | |

高齢者福祉

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|---------------------|--|---|---|
| 高齢者インフルエンザ助成 | 65歳以上の方でインフルエンザ予防接種の希望者 | インフルエンザ予防接種をした場合2,000円の助成を行う。 (生活保護の場合は全額助成を行う) 【希望者に送付する予診票を記入の上、提出】 | 保健衛生係 0264-52-2825 |
| 高齢者肺炎球菌予防接種助成 | 65歳以上の方で当年度該当者 | 高齢者肺炎球菌予防接種をした場合3,000円の助成を行う(生涯1回)【申請不要】 | 役場窓口 3番 |
| 新 带状疱疹予防接種助成 | 50歳以上の方で带状疱疹予防接種の希望者 | 带状疱疹予防接種をした場合以下の助成を行う。 乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回限り 3,000円 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 2回限り 6,000円 【要申請】 | 保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 |
| 特殊詐欺、迷惑電話対策電話機購入補助 | 65歳以上のみで構成される高齢者の世帯 | 特殊詐欺、迷惑電話対策の機能を有する装置の購入費について助成【要申請】 購入費の1/2を補助 上限6,000円 |  保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番 |
| 介護機器購入費助成 | 概ね65歳以上の高齢者で介護機器を必要とする者。ただし、購入品の一部については所得制限があります。 | 介護保険で対応していない福祉機器の貸与や購入費について貸与または、購入費について助成【要申請】 貸与品・・・吸引器、見守り機器等 購入費・・・自動消火器、火災警報装置、福祉電話、発電機、蓄電器(人工呼吸器、痰吸引器等の電気福祉機器ご利用の方)、パルスオキシメーター等 貸与・購入費の8割を助成 | 福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番 |
| 高齢者補聴器購入費助成事業 | 概ね65歳以上の高齢者で以下の全てに該当する方 ①聴覚障害の身体障害者手帳を所持していない方 ②耳鼻咽喉科の医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であると証明された方 ③両耳聴カレベルが40デシベル以上70デシベル未満である方 | 助成を受けるためには医師の証明等が必要です。購入前に福祉係へご連絡下さい。 上限 30,000円 (購入費が3万円以内の場合は購入額を助成) | |
| 家族介護用品の支給事業 | 在宅で要介護4以上の方を介護する介護者 | オムツやペースト食など介護に係る介護用品の購入費を助成【要申請】 上限 1カ月5,000円 | |
| 居宅介護住宅改修(介護保険) | 要介護・要支援の認定を受けた方 | 生活環境を整えるための住宅改修について受託改修費を支給(手すりの設置、段差解消、便座の取替等)【要申請】 上限20万円 費用の7割～9割を助成 ※介護保険所得割合に応じて変わります | 福祉係 0264-52-5550 (包括支援センター) 役場窓口 3番 |
| 福祉用具購入費助成(介護保険) | 要介護・要支援の認定を受けた方 | 福祉用具の購入費について助成(ポータブルトイレ、入浴補助用具、移動用リフトなど)【要申請】 上限年間10万円 費用の7割～9割を助成 ※介護保険所得割合に応じて変わります | |

障がい者福祉

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|-------------------------|--|---|--------------------------------|
| 拡 福祉医療費給付事業 | ・身体障がい者手帳1～3級の方 ・療育手帳の所持者 ・精神障がい者手帳所持者 ・65歳以上の国民年金別表該当者 (各手帳の級により所得制限あり) | 該当する方がかかった医療費について助成(保険対象外の費用は除く) 受診者負担分(1レセプトあたり500円)を除く医療費について給付【要申請】 ※令和6年8月から受診者負担分無料になります | |
| 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 | 18歳未満で、両耳の聴カレベルが70db未満の、身体障害者手帳の交付対象外の児童であり、医師が補聴器が必要と認めた者(所得税46万円未満) | 補聴器及びそれに付随する電池やイヤーマールドなどの購入費を助成【要申請】 ・軽度・中等度等難聴用耳かけ型補聴器：43,900円 ・骨導式ポケット型補聴器：70,300円 ・骨導式眼鏡型補聴器：120,000円 | |
| 障害者自動車運転免許取得及び自動車改造費の助成 | 障害手帳所持者 | 自動車運転免許の取得にかかる費用、自動車運転するために必要な自動車の改造に要する経費を助成【要申請】 10万円を限度に助成 | 福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番 |
| 補装具の給付 | 障がい者や難病の方を対象(ただし、障害の種類や程度によって、給付できる用具が異なります。)65歳以上の方で介護保険の給付対象となる用具については対象となりません。 | 装着することにより失われた身体の一部、あるいは機能を補完する補装具の購入等について給付【要申請】 (補聴器、車いす、遮光レンズ、上下肢装具等) | |
| 障害者日常生活用具給付事業 | 重度障がい者や難病の方を対象(ただし、障害の種類や程度によって、給付できる用具が異なります。)65歳以上の方で介護保険の給付対象となる用具については対象となりません。 | 日常生活の便宜や自立支援に資する日常生活用具の給付または貸与【要申請】 (ストーマ装具、携帯用会話補助装置、杖、移動用リフト、視覚障害者用文書読み上げ装置等) | |

交 通

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|----------------------------|---|---|---|
| 上松町 コミュニティバス 減免利用乗車証 | <ul style="list-style-type: none"> 要支援、要介護認定を受けている方及びその介護者 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方及びその介護者 生活保護法の規定による生活保護を受けている方 | 上松町コミュニティバスを利用した際、「減免利用乗車証」の交付により乗車料金が半額減免となります。【要申請】 ※希望される方は、ご本人のみ顔写真（縦3.5cm、横2.5cm）が必要。 | 生活環境係 0264-52-4802 役場窓口 2番  |
| コミュニティ交通 タクシー利用補助 | <ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の者 70歳以上で自動車運転免許を保有しない者 指定の地域に居住し運転免許を所有しない者または自動車を所有しない者または運転頻度の少ない者 | タクシーを利用した際、ポイントカードに運賃総額を200で除した数（端数切捨て）のスタンプを押印し、スタンプが15ポイントに達したら640円分のタクシー乗車券として利用できる。（おんたけタクシー、木曾交通）【要申請】 カード1枚につき640円（発行上限なし） | 福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番 |
| 高齢者等交通費 の助成事業 | 生活保護世帯、身体障害者手帳1～3級所持者、65歳以上の高齢者で外出時にバスの利用が困難な者、バス停まで徒歩で行くことができない者 | 下肢等が不自由な左記の者にタクシー券を助成することで、外出の機会を提供する。【要申請】 1枚650円の助成券を一人につき年間36枚まで給付 | 福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番 |
| 上松町運転免許証 自主返納支援事業 | 上松町に住居票を有し、平成18年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方 ※令和5年4月10日以降に自主返納された方は、返納した日、または運転経歴証明書取得日から1年以内に申請が必要です。 | タクシー券13,000円分（650円券20枚）またはe-カエルポイント13,000P ※ 1人1回限り | 危機管理係 0264-52-4902 役場窓口 10番 |

環境衛生・再生可能エネルギー

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|----------------------------|--|---|--------------------------------------|
| 上松町猫繁殖制限 手術補助金 | 町内に住所を有する個人で、本補助金と類似した助成制度を利用していない者 | 猫の不妊・去勢手術費用について補助【事前申請】 不妊手術1匹につき12,000円、去勢手術1匹につき6,000円。ただし、手術費用がこれに満たない場合は費用の額とする。 | 生活環境係 0264-52-4802 役場窓口 2番 |
| 上松町太陽光 発電システム等 設置補助金 | <ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有する方又は、自らが居住するための町内の住宅（住宅に事務所、店舗等の用途を兼ねるものを含む）を対象システムを設置しようとする方 町税等の滞納のない方 年度内に太陽光発電システム等の設置を完了することができる方 | 太陽光発電システム、蓄電池システムの設置費用の補助【事前申請】 ・太陽光発電システム （太陽光発電システムの設置に必要な経費） 太陽電池モジュールの最大出力1kW当たり 50,000円 補助上限額 200,000円 ・蓄電池システム （蓄電池システムの設置に必要な経費） 蓄電池システムの蓄電池容量1kWh当たり 10,000円 補助上限額 100,000円 | 生活環境係 0264-52-4802 役場窓口 2番 |

農林・畜産

| 制度名 | 対象者 | 事業内容 | 担当係 |
|---------------------|--|--|---|
| 有害鳥獣被害防止 対策事業補助金 | 町内に住所を有する者（一つの区域において2名以上が共同で事業を行う場合は代表者） | サル、イノシシ、クマ等有害鳥獣対策として設置する施設（電柵等）に要する経費を補助【事前申請】 1名 資材費の5/10 上限50,000円/年 共同 資材費の6/10 上限50,000円/年 |  農林係 0264-52-4804 役場窓口 8番 |
| 狩猟免許 取得補助金 | 町内に住所を有する者（免許取得後は上松猟友会に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者に限る） | 狩猟免許受験手数料、初心者狩猟免許試験講習会テキスト代を補助【事前申請】 受験5,200円（既得又は銃免許所有者3,900円） 講習3,300円 ※受験料等に変更があればその額を補助 | 農林係 0264-52-4804 役場窓口 8番 |
| えごま生産奨励金 | 町内に住所を有する個人（共同生産の場合は代表者）又は団体 | 町内で生産し上松町特産品開発センターへ出荷したえごまに対し補助（開発センター買取額に上乗せ補助）【事前申請】 1kgあたり800円 | |